

ミャンマー社会と 多宗教・多民族共生の難しさ ムスリムの事例から¹⁾

斎藤 紋子

上智大学アジア文化研究所客員所員

はじめに

2012年5月末に、ヤカイン州²⁾での女性暴行殺人事件をきっかけに、ヤカインの人々とロヒンギャを自称する人々——ミャンマー政府はこれらの人々をベンガル人としていますが——との間で暴動が発生しました。当初は民族対立、不法移民問題とも言われていましたが、翌2013年にはヤカイン州以外でも、些細なもめごとからの反ムスリム暴動に発展していきました。このあと、現在まで、一部仏教僧侶、在家信徒が中心になり、反ムスリム運動が展開されています。

今回の発表では、ミャンマー各地で反ムスリム暴動が発生し、反ムスリム運動が展開されていった状況と、その背景について扱っていききたいと思います。

1. ミャンマーのムスリム概要

ムスリム人口構成

まず、ミャンマーのムスリムの全体像についてみていきます。2014年に約30年ぶりに国勢調査が行われ、宗教別統計は2016年になってようやく公開されました。それによれば、ミャンマー国内におけるムスリムの人口は約220万人、全人口の4.3%とされています。このうち、統計上は推計値になっている約半数がロヒンギャ、ミャンマー政府がベンガル人、としている人たちになります。国勢調査の際には民族を「ロヒンギャ」とするなら調査に回答させない、といった扱いを受けたため、ヤカイン州で調査不能であった人口が約110万人と推計され、ムスリムと推測されると報告書にあります。ロヒンギャ、あるいはベンガル人であ

ろう、とは書いてありませんが、回答できなかったのは先ほどの理由があるので、ほとんどがロヒンギャと考えていいと思います。

ミャンマーのムスリムの多くは、イギリス植民地時代に英領インドから流入した人々を祖先に持っています。ただし、王朝時代にも、戦争捕虜や兵士、商人などとしてミャンマーの領土内に住むようになったムスリムもいます。特に上ビルマと呼ばれる地域には、古くからムスリムが居住していて、王から下賜された居住地やモスク用地もあります。

ムスリム全体の人口は先ほどの通りですが、その内訳は、次のようになります。これはミャンマー国内でこのように正式な分け方があるわけではありません。まず、ロヒンギャとカマンで、全体の約半数を占めます。この二つはほとんどがヤカイン州に住んでいるので一つにまとめましたが、カマンという民族は政府が135の土着民族として認めているうちの一つにあたります。カマンは人数としてはわずかですけれども、ヤカイン州に住むということでもまとめると、ロヒンギャとカマン合わせて先ほどの220万人のうちの約半数、110万人ぐら³⁾を占めているのではないかとされています。

政府が土着民族として認定している——つまり国民であり土着民族であると認定しているのはこのカマン民族のみですが、2014年の国勢調査のときには、同じムスリムだということで、かなり迫害されたと聞いております。

それから、「パンデー」という中国系ムスリム、「パシュー」と呼ばれるマレー系のムスリムが、少数ですがいます。この二つは、呼び方が「パンデー」、「パシュー」とそれぞれありますが、実際には土着民族としては認められておらず、通称がこの二つということになります。

また、これまでに挙げたロヒンギャ、カマン、パンデー、パシュー以外で、インド系を中心とする——多くは英領インド各地出身の祖先を持っていますが、中央アジア、西アジア、中東出身の祖先を持つ、あるいは何世代も前に定住しているのも祖先の出身地はわからない、というような人々を合わせた——その他ムスリムというのが、ムスリム全人口のあと半分という感じになります。

1) 本発表の一部は、公益財団法人笹川平和財団笹川汎アジア基金「アジアのイスラム：実像と課題」による現地調査での成果である。同財団に深く御礼申し上げたい。

2) 本発表では州名、地名として「ヤカイン州」、「ヤカイン」と使用したが、「ヤカイン」「ラカイン」「アラカン」の指しているものはほぼ同じと考えて差し支えない。簡単に説明すると「ヤカイン」はビルマ語発音、「ラカイン」は「ヤカイン」のヤカイン語発音であり、ヤカインの英語表記はRakhineとされている。ビルマ語のYの発音がヤカイン語ではRの発音になる。また、「アラカン (Arakan)」はイギリス植民地時代にこの地域がArakan Divisionとされたことで定着した呼称である。

3) ヤカイン州居住でムスリムとして2014年国勢調査の統計で明らかになった人数がすべてカマンではないが、参考までに、ヤカイン州に居住するムスリムの人口は28,731人である。



写真1-1 女性の礼拝が可能な通称「ザファルシャー・モスク」
筆者撮影

この「インド系を中心とするその他ムスリム」のなかで、これは民族的な分類ではないのですが、「バマー・ムスリム」とか「土着ムスリム」と自称する、「ミャンマー文化を受容した」と自認しているムスリムが20パーセントほどです。それから、保守派のムスリムで、インドのデーオバンド派中心で、ミャンマー社会との関わりが比較的薄く、植民地時代からこのような考え方を続けているムスリムが80パーセントぐらいになっています。

ムスリムがどのような職業に就いているのかというと、ロヒンギャを除いての話ですが、建設業が比較的多いと言われております。社会の上層から下層までさまざまな仕事に就いていて、弁護士もお医者さんもおりますし、逆にキンマを売ってその日の生活の糧を稼ぐ人たちもいます。とくにバマー・ムスリムと呼ばれている人たちには公務員もたくさんいて、大学の先生などもいます。

バマー・ムスリムと保守派とのあいだでは、イスラームの解釈や実践で相違があります。たとえば、わかりやすいことと言いますと、モスクに女性が礼拝をしていいかどうか。「いい」というのがバマー・ムスリムで、「必要ない」というのがそれ以外の保守派のほうです。

服装についても、「女性はヒジャブを絶対にかぶらないといけない」と言っているのが保守派のムスリムで、「必要ない」と言っているのがバマー・ムスリムです。もちろん、必要ところはきちんと隠したうえで、ヒジャブはとくに強制することはないということになります。

女性の礼拝については、写真1-1のように、女性が礼拝できるモスクが、ヤンゴンにもマンダレーにも数か所ですがあります。それ以外は、先ほど言った保守派の人たちが管理しているモスクなので、そこでは女性の礼拝は不可能ということになっています。

ミャンマー社会のなかのムスリム

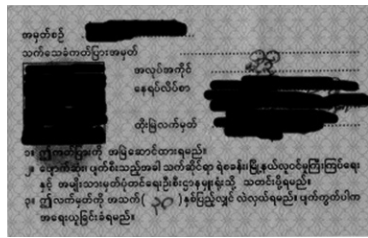
ミャンマー社会のなかのムスリムの立場ですが、先ほどから言っているように仏教が主流の国ですから、イスラームということで土着ではないと思われていることが多々あります。すでに長期にわたってミャンマーに居住していて国籍⁴⁾を持っているインド系——もちろん中国系も含めてですが、土着とは扱われません。

これは国籍法で決められているわけではありません。土着か土着でないかというのは法律でとくに決まっているわけではないのですが、一応「ミャンマー国民」と大きく括ったなかでは、土着民族が多数を占めます。もちろん少数民族も含んでの土着民族ですが、それ以外は「その他」で、そこに外国系の民族、とくに宗教が違う人が含まれるという考え方になっています。外国系でも、仏教徒だとあまりそこが意識されないこともあるというのが、少し気にかかるころではあります。

仏教徒以外の人々に対して、とくに外国系の人に対しては、同化政策をとりつつも気持ちのうえでは排除している。土着ではないという外来要素に対する不信が、かなり長いあいだ、植民地時代から続いています。ですから、少数民族問題とは別の問題として外国系住民の問題が表面化していて、宗教も含んでいるということです。

ロヒンギャは「土着民族である」という主張をしています。これについてミャンマーとしては、「土着の要素がまったくないので、土着であるという主張は受け入れられない」としています。いま彼らを土着であると認めてしまったら、国籍法では「土着民族であれば国民となる」、つまり自動的に国籍もついてきますので、ロヒンギャは土着ではない、また、不法移民なのでミャンマー人(国民)でもないというのが政府見解となっています。

4) 1982年の国籍法で国民を3つのカテゴリーに分けているが、「国民」のカテゴリーに分類される人々というのは、基本的に(1)1948年国籍法で国民である(国籍がある)という条件に当てはまる人、(2)同法で国民かどうか不明確なので国民証を申請し、申請が認められた人、(3)1948年国籍選択法で条件に当てはまり帰化を選択し認められた人、に限られる。条件を満たせば土着民族でなくとも「国民」であることもある。ただし、実際に身分証明書を申請する(10歳で仮登録、18歳で正式登録)際に法律通りに証明書発行がされているとは言えない状況にある。



国民審査カード		
写真	番号	
	日付	
	名前	
	父親の名前	
	生年月日	
	民族/宗教	
発行者署名	身長	血液型
名前	身体的特徴	
役職		

参照番号 証明書番号	
左手親指 指紋	職業 住所 署名

1. このカードは常に携帯しなければならない
 2. 紛失・破損の際には管轄の警察署、郡入国管理国民登録局に届け出なければならない
 3. このカードは(30)歳で交換しなければならない。
 違反者は罪に問われる。

写真1-2 身分証明書



臨時証明書	
写真	番号
	名前
	民族/宗教
	生年月日
	目の色
	髪の色
	父親の名前
	民族/宗教
発行者署名	
名前	
役職	
日付	

左手親指 指紋	身長 身体的特徴 職業 住所 署名	血液型
------------	-------------------------------	-----

注意
 (1) 紛失・破損の際には管轄の警察署、郡入国管理人材局に届け出ること
 (2) このカードによって、どの国民であるという証明をしてはならない

写真1-3 臨時身分証明書(写真一部加工)

2. さまざまな暮らしにくさ ——軍政から現在まで

ミャンマーにいるムスリムは、さまざまな暮らしにくさを抱えています。国籍法や身分証明書に関連するさまざまな問題があります。一例として、国籍法では触れられていない宗教というものが問題になっています。身分証明書の民族・宗教欄の組み合わせの問題です。資料として身分証明書の写真(写真1-2)を出しました。ミャンマーの人たちは、みんなこの身分証明書を持っています。この民族・宗教欄にどのように書くかということが問題になります。

民族・宗教欄の組み合わせで、「民族はビルマ族で宗教がイスラーム」という組み合わせはミャンマーにはあり得ないとされてしまい、「そうは書けません」と言われます。あり得ないわけではないのですが、お役人のなかでそういうことになっていますので、そういう申請をすると認められない。とくに、先ほどから言っているバマー・ムスリムの人たちは、ビルマ文化、ミャンマー文化を受け入れたと考えていますし、実際に何代も前の祖先がどこから来たのかわからない場合もありますので、民族をビルマ族としてもらえないことでもかなりトラブルがあります。

改宗した人についても、もともとビルマ族で仏教徒の人が改宗すると、今度は逆に「ムスリムになったんだから、民族名のところにビルマ族+インドとかパキスタンとかバングラデシュと入れろ」と言われますし、役人によっては、「中国系のムスリムはイスラーム教徒だから、中国人ではなくて中国人+インド人にしろ」と言うなど、わけのわからないことが実際に起こっています。植民地時代に季節労働者や移民として流入したムスリムが英領インド出身であったことから、ミャンマーではムスリムといえば「中東」出身というよりはインド、パキスタン、バングラデシュ出身者、という印象が強いです。

このような問題をずっと抱えているわけですが、それにプラスして、臨時身分証明書というものが問題になっています。臨時身分証明書は、写真1-3のような白いカードです。ヤカイン州での発行がもっとも多くありました。それ以外にも、武装闘争を繰り返していたグループなどが武器を置いたときにもこのようなものを渡していましたが、ヤカイン州でのロヒンギャに対してもっとも多く発行されていました。

当初は臨時身分証明書を持っていると、2008年の憲法草案の国民投票や2010年の民主化される前の総

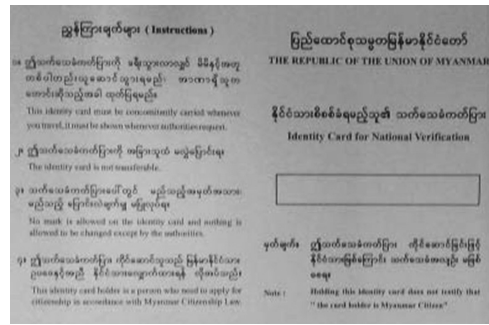
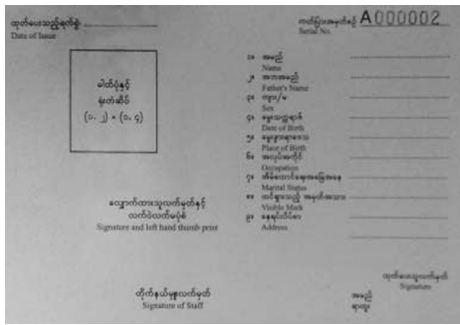


写真1-4 帰化権審査カード〈NVC (National Verification Card)〉
 出典: (http://theyawadydaily.blogspot.jp/2016_06_08_archive.html)

資料1-1 反ムスリム暴動および関連の動き

2013年2月19日～数日	ヤンゴン市ターケータ地区で修理中のコーラン学習校をめぐる小競り合い
2013年3月20日～22日	マンダレー管区メイティーラ市で大規模暴動、その後近隣(ヤメーティン等)にも飛び火。
2013年4月30日	ヤンゴン管区オウukkan市で暴動
2013年5月29日	シャン州ラーショー町で暴動
2014年7月初め	マンダレー市で暴動
2016年	バゴ管区ウォー郡、カチン州パーカン市
2017年4月末～5月初	ヤンゴン市ターケータ、ミンガラータウンニョン

このほかにも各地で小競り合いあり

選挙、またその次の補欠選挙などで投票ができました。投票ができるということは、つまり基本的には軍の息がかかった政党に投票してくださいということですが、投票はできました。本来、投票ができるということは、その地域の住民として認められているということです。しかし、今回アウンサンスーチーの政権に代わることになった2015年の総選挙においては、「国民かどうか分からないのに、投票するのはけしからん」ということで、この臨時身分証明書は回収されてしまいました。

臨時身分証明書を回収して、新しく帰化権審査カード(写真1-4)を渡しているのですが、こちらについては、どこの国民かを確定するものではありません。つまり「これから国籍を審査します」というカードです。臨時身分証明書はヤカイン州の人、ロヒンギャの人に多く発行されていたのですが、ヤンゴンでカードを無くしてしまって再発行の願いをしたら、面倒くさいから臨時身分証明書を出してくれたというような人も一部います。そうすると、臨時身分証明書を持っていると、それまで国民だったのにもかかわらず、臨時身分証明書と引き換えに帰化権審査カードを渡されるのか、という心配が出てきます。つまり、国籍が剥奪されるのではないかとこの心配をしているのです。

また、誰に帰化権審査カードを配るのかについて、政府がはっきりした方針を示していません。このカードを配る理由については、「これまできちんと審査をし

てこなかったから」と言っていますが、誰に対して審査をするのか、誰に対してこのカードを配るのかという方針が定められておらず、公に明示されていません。臨時身分証明書を発行されていたのが多くはロヒンギャであったことから、ロヒンギャ=ムスリムと考えて「ムスリムはこのカードだ」というように政府省庁の関係者が発言したのかもしれませんが、この簡単な説明では、帰化権審査カードの発行対象が全ムスリムであるかのような意味にもとれるので、国内のムスリムのなかでは非常に混乱が起っています。

3. 反ムスリム暴動、反ムスリム運動

ムスリムはこのような困難を抱えながらずっと生活をしているわけですが、国内ではいま反ムスリム暴動や反ムスリム運動が起っています。

(1)反ムスリム暴動

反ムスリム暴動は、資料1-1に書いてあるように何度も起っていますが、2013年の3月20日から3月22日までのメイティーラ市で起こった反ムスリム暴動が、これまででもっとも規模が大きかったと思われます。このときには40数人が死亡して、1万人以上が家を失っています。そのあともずっと、年に数回もしくは年に1回くらいのペースで暴動が繰り返されています。

2016年6月には、バゴ管区ウォー郡タイエタメン村というところで、仏教徒が1,000世帯住んでいて、



写真1-5 民族保護法成立記念集会 2015年10月4日
出典：<http://www.mizzimaburmese.com/photo-essay/5579>

ムスリムは50世帯ぐらしかいないのですが、喧嘩からモスクと一部の家屋が破壊されるという事態に陥っています。50世帯のムスリムは村外に一時避難したとのことでした。

その翌月ぐらいには、今度は場所がまったく違いますが、カチン州パーカン市ロンギン村というところで、イスラームの礼拝所が放火されました。

さらに、ここ1か月、2か月のあいだの話ですが、2017年4月末には、ヤンゴン市内の子ども向けのコーラン学習学校で、学習以外に礼拝をしているということで、地域の人ではなく外部から愛国者団体が押しかけて、地域のムスリムと仏教徒は問題ないのですが、周りから言われて騒ぎにならないように一時閉鎖をしているという話もありました。また、不法入国のベンガル人をかくまっているとして、これもヤンゴン市内で騒ぎになったことが、4月末と5月の初めに起こっています。

4月末のコーラン学習学校の閉鎖については、実際に学習だけではなくて、モスクが足りないのここに集まって礼拝もしていたということです。いまちょうど断食の月に入っていますが、ここで礼拝ができないので道端で礼拝をしているということで、最近また問題になっています。

(2)反ムスリム運動

反ムスリム暴動に加え、反ムスリム運動も展開されています。軍政下では言論統制等で表面化していませんでしたが、検閲の廃止や報道の自由によってムスリムが可視化され、ビルマ語の省略形でマバタと呼ばれ

る民族宗教保護協会が活動を始めて、急進的愛国者とされる仏教僧侶や在家信徒を中心に、ヘイト・スピーチなどを行なっています。

僧侶らは説法のCDを出していて、ここにはきちんとした仏教の説法もありますが、ヘイト・スピーチ的なものも入れて、これをみんなに配るということをしています。よく名前が出るのはウー・ウィラトゥーというお坊さんです。この人がよく動くので目立ちますが、この人だけではなくさまざまな人たちが活動をしています。

民族宗教保護法成立記念集会(写真1-5)という集まりをマバタが2015年10月4日に開催しています。このくらい人をたくさん集めて、仏教徒を守る法律ができた記念式典を開催しています。

また「イスラームのない地区宣言」という活動もしています。「ムスリムはこの村にはいません。これからそれを維持していこう」というような活動をしています。

(3)最近の特徴

最近の特徴としては、いま言ったマバタ以外にも愛国者団体があって、互いに「関係はない」とは言いますが、実際には連携しているのではないかとところです。それから、これまで無関心だったイスラーム組織の行事に対しても妨害をし始めており、そのあたりが問題になっています。

最近の情報としては、国家サンガ大長老会議という機関が、先ほどお話ししたウー・ウィラトゥーという僧侶に対して1年間の説法禁止を言い渡しています



写真1-6 Peace Cultivation Networkの活動
Unity and Diversity to Peace, 24 Sep 2016

出典: https://www.facebook.com/permalink.php?story_fbid=345362189136857&id=132109250462153



写真1-7 Peace Cultivation Networkの活動
タチャンペ・モスクにて礼拝の時間の見学

出典: https://www.facebook.com/permalink.php?story_fbid=345362189136857&id=132109250462153

が、ウー・ウィラトゥー僧侶はこのようなかたちで、自分にはしゃべらないけれども、いままでの説法をCDで流すということをしています。

最近ですと、2017年5月の末に、「現在のマバタの名前と看板を使ってはならない」という命令を国家サンガ大長老会議が出していますが、マバタとしては、「解散ではなく、看板と旗を取り外して、マバタの名前で活動しないという書面にサインしただけなので、名前を変えて引き続き活動をする」という宣言をしています。

4. 相互理解の試み

このような状況ではありますが、相互理解の試みもあります。軍政下でも、ムスリムの組織が式典に政府関係者を招待してスピーチをするということはしていましたが、いまでも反ムスリム運動が活発化しているなかで、いろいろな試みをして互いに理解しようということをしています。

Peace Cultivation Networkという団体が「平和共存に向けての団結と多様性」と題する取り組みをしています(写真1-6)が、四大宗教のそれぞれの指導者を招いて、互いの宗教施設を見学する。同じ通りに教会とモスクとヒンドゥー寺院が並んでいるところがありますが、そこを順に見学に行き、最後にお寺に行く。写真1-7は、ちょうどモスクでの礼拝の時間に重なったので、礼拝を実際に見てもらっている様子です。ヤンゴン川に近いところにある仏教寺院に最後に行ってみんなで記念撮影をしたようです。このように、互いに理解し合おうとする試みをしているところもあります。

おわりに

民主化によって、宗教による相違を乗り越えて、国民の一員としてミャンマー社会に暮らせるとムスリムは考えていたのですが、現状では、身分証明書などの問題も継続していて、さらには反ムスリム運動などで、以前より緊張感が高まっている状態にあります。

ただし、仏教徒が全員反ムスリムではなく、多宗教間での相互理解を深める活動などに協力的な僧侶や市民も存在します。今後は、民族や宗教の違いを認めあって、共存に向けてどうしていくべきか、国民のあいだでも議論が必要ではないかと考えています。

質疑応答

植村泰夫(広島大学) お尋ねしたいのは、最後に、批判的な人も協力的な人もいるという話でしたが、今日お配りいただいた資料の2ページ目の左下に、「外国系住民(仏教徒以外の人びと)に対して」という囲みがありますね。そこで「同化政策をとりつつ、気持ちの上では『排除』」云々ということが書いてありますが、これは誰のことなのでしょう。また、どうしてこういうことがわかるのでしょうかというのが私の質問です。

斎藤 誰が排除しているのかということだと思いますが、じつは現在の国籍法ができるときに、土着民族についてどう規定するかというような議論が、かなりされていました。土着民族をはっきりと規定したい。しかし、土着民族だといま分類されている人たちは、植民地になる以前、つまり1824年以前にミャンマーに住んでいた人ということになっていますので、実際には証明することが難しい。土着民族の数も、一応ミャンマー政府は135としていますが、これも植民地時代の調査に基づいていて、実際にはすでに存在しない民

族も入っているかもしれない、存在する民族でも、実際にはミャンマー政府の分類ではないところに入っているという主張をしている民族もいて、土着を決定するのは非常に難しい。ただし、やはり土着を決定して、それ以外の人と差をつけたいというように、実際には国籍法の制定の前の段階で議論があったというのが一つです⁵⁾。

それから、これはどこかで言われているわけではありませんが、新聞等々で書かれているなかで、「国民の一致団結」とはほぼ書かれずに、「土着民族の一致団結」と書かれることが非常に多い。つまり「土着民族は団結しなくちゃいけない。でもそれ以外の人たちは……」という感じの空気が長期にわたって漂っているところから、「同化政策をとりつつ、気持ちの上では『排除』」と述べました。

内山史子(都留文科大学) あまりミャンマーの事情やムスリムの問題がよくわかっていないので、確認させてください。資料の1ページのムスリム人口構成のところにもありますが、「バマー・ムスリム」、「土着ムスリム」というのは、「インド系を中心とするその他のムスリム」ということでしょうか。インド系だけど土着として認定されているのか。それと、「ミャンマー文化受容を自認」というこの「ミャンマー文化」が何を指すのかがよくわからない。

それに関連して、そうすると、「バマー・ムスリム」、「土着ムスリム」というのは、ミャンマー国籍を得ることになるわけなのかなと。ただしそのときに、土着民族としてミャンマー国籍があっさり認定されるのか、それともこの外国系の「その他」に入るのかということが把握しきれなかったのが、整理していただけたとありがたいです。

斎藤 ありがとうございます。わかりにくくて申しわけなかったのですが、「インド系を中心とするその他ムスリム」のなかに、この自称「バマー・ムスリム」とか「土着ムスリム」といった人たちが含まれます。

土着というのは、彼らがそう言っているだけで、一般のミャンマー人からすると、土着だろうがそれ以外だろうが、とくに区別はしていません。ムスリムであれば外国系である、インド系だと考えるというのが現状です。ただし、「インド系を中心とするその他ムスリム」のなかで、バマー・ムスリム(土着ムスリム)と保守

5) 実際に国籍法ではミャンマー国籍保持者を3つに分け、「国民」「準国民」「帰化国民」という形で「国民」と「準国民および帰化国民」には権利の差があるとしている。ただし国籍法の中では権利の差について具体的には言及されていない。

派の間では思想の違い等々があるので、民族の違いではないのですが分けて書かせていただきました⁶⁾。

資料に書いてあるムスリム人口構成のなかで、ロヒンギャ以外についてはすべてミャンマー国籍を持っていると考えていただいてけっこうです。それ以外の民族の人口については、国勢調査をしたのですが、民族別人口はまだ統計として出ておりません。ロヒンギャについては、調査に参加できなかった人たちの数がだいたい110万人ということで、それがおおよそロヒンギャであろうと推測されます。それ以外について「少数」とさせていただいたのは、カマン以外のそれぞれの民族数は、土着民族でもないのので国勢調査で土着民族として名前を挙げての調査はされておらず、これまでも細かく公開されていないので、はっきりとはわからないということです。

また、「インド系を中心とする」と書きましたが、すでに祖先がわからない人たちもバマー・ムスリムのなかに入っておりますので、インドよりもっと広い範囲、辿るとアフガニスタンだったりペルシャだったりという話をしてくれる人もいますが、そのなかで英領インドの範囲出身の祖先をもつ人が一番多いということで、このようにまとめさせていただきました。

河野佳春(弓削商船高等専門学校) いまのところの説明ですが、「ロヒンギャおよびカマン(全体の約半数)」でこれが110万ということだと思いますが、いまの説明だとカマンの数がわからなくなってしまうのですが……。

斎藤 ロヒンギャは調査ができないというか、国勢調査に参加してもらえなかったけれども一応カウントされている人数で110万という数が出ております。カマンについては、先ほど言ったように国勢調査で民族別の人口がまだ発表されていません。おそらくあとで出ると思いますが、カマンについて現時点ではわかりませんが、もともとあまり多くないので、ヤカイン州に住んでいるということでここに分類させていただきました。

河野 220万のなかに入っているんですか。

斎藤 入っています。

6) カマン民族以外は「土着民族」と認められていないので、「バマー・ムスリム」「土着ムスリム」と主張しても身分証明書の民族欄に反映されるとは限らない。また、彼らは「準国民」「帰化国民」ではなく「国民」としての身分証明書を持っている人がほとんどである。